

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業における サービス A の指定について

1 茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス A の指定について

茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業のサービス A の指定につきましては、従業者の資格要件を緩和し、市内での事業創出や雇用につなげることにより、サービス事業者の参入や市内人材の雇用促進につながることから、市内に所在する事業所を指定することとしています。

2 他市に住所を有する事業所のサービス A の指定について

(1) サービス提供について

湘南ライフタウン堤地区に住所を有する事業所がなく、また、地理的な要因から、当該地区周辺の茅ヶ崎市民のサービス確保ができなくなるおそれがあることが見込まれます。

(2) サービス提供量の確保に対する対応について

湘南ライフタウン堤地区に住所を有する事業所で、現在すでに多くの茅ヶ崎市民の利用を受け入れている事業所につきましては、制度開始当初の指定申請を受け付けることといたします。